

国民健康保険、後期高齢者医療制度の 被保険者の皆さんへ

～交通事故など、第三者の行為によりけがや病気になったときは？～

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち健康保険の負担分については、国民健康保険や後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

■第三者の行為とは？

- 交通事故
- 他人の飼い犬にかまれた
- 購入した食品や飲食店等での食中毒
- 暴力行為 など



◆必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

◆町民課保険医療係に必ず届け出をしましょう

法令により、速やかに届け出をすることが義務付けられていますので、必ず役場町民課保険医療係へ『第三者行為による被害届』の届け出をしてください。

【届け出に必要なもの】

- 第三者行為による被害届（町民課保険医療係にあります）
- 被保険者証
- 被保険者の印鑑（国民健康保険の場合は世帯主の印鑑）
- マイナンバーカードまたは通知カード
- 届け出する人の本人確認ができるもの
- 交通事故の場合、事故証明書（後日でも可）



◆交通事故の場合は、警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届け出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

【問い合わせ】 町民課保険医療係